

令和2年 第2回浅口市農業委員会議事録

令和2年2月14日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

召集委員は次のとおり

農業委員10名			農地利用最適化推進委員12名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	欠	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	出	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	田淵義正	欠
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12			鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 平本 仁至                      書記 板谷 俊之

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第5号 農地法第3条関係

議案第6号 農地法第5条関係

議案第7号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

報告第4号 農地法第5条関係

報告第5号 農地法第18条関係

報告第6号 利用目的の変更

日程第5 その他

開会（午後1時30分）

議長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。  
 コロナウィルスが猛威をふるっており、マスクを直用してきてくださいと市からの書類にも記載されております。体調についてはくれぐれも気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議のほうを始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回浅口市農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において3番友田委員、5番古川委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

647番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年2月14日提出。

番号647、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積132平方メートル。

譲り受け人は、金光町占見、71歳、農業。譲り渡し人は、金光町占見、76歳、無職外1名。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、2番大橋委員、説明をお願いします。

委員 2番の大橋でございます。それでは、647の説明をさせていただきます。

位置図及び集成図の1ページ、2ページをおあけください。

この案件は、占見の北西部にあります金地池の南西150メートル付近にあり、労力不足から耕作放棄地となっております。隣接する農地を耕作する人が譲受人となるものでございまして、問題はないと思っております。ご審議をよろしく願います。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、647番の件についてご異議ありませんか。  
 委員 異議なし声  
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
 事務局 続きまして、649番の件について、事務局の説明を求めます。  
 失礼します。番号649の1、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積361平方メートル。  
 番号649の2、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積56平方メートル。  
 番号649の3、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積45平方メートル。  
 譲り受け人は、鴨方町深田、77歳、農業。譲り渡し人は、東京都世田谷区船橋5丁目、62歳、自営業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。  
 譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。  
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。  
 以上です。  
 議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。  
 委員 6番佐藤です。  
 この場所は、鴨方中学校の西側、150メートルぐらいの道路沿い東側にあたります。譲受人のすぐ家の前になります。今までずっとこの譲り渡し人の依頼で耕作されておったみたいで、別に問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。  
 議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。  
 委員 なし声  
 議長 質疑なしと認めます。  
 それでは、649番の件についてご異議ありませんか。  
 委員 異議なし声  
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
 事務局 続きまして、650番の件について、事務局の説明を求めます。  
 失礼します。番号650の1、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積200平方メートル。  
 番号650の2、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積466平方メートル。  
 譲り受け人は、鴨方町深田、53歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、東京都世田谷区船橋5丁目、62歳、自営業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。  
 譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。  
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

この場所ですが、先ほどの件の50メートルぐらい北になります。これも同じく譲受人が長いことずっと耕作をされ、話がまとまったようです。別に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、650番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、651番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号651の1、土地の所在地、鴨方町六条院西。登記地目、田。現況地目、畑。面積395平方メートル。

番号651の2、土地の所在地、鴨方町六条院西。地目、田。面積201平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町六条院西、69歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町六条院西、88歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、私の担当場所でありますので、山下が説明をいたします。

位置図、集成図は5ページ、6ページでございます。

場所については、旧六条院西農協跡地が今コンビニとして造成されておりますが、そのすぐ北20メートルほどのところに位置します。譲り渡し人とは親族に当たります。高年齢で農業もできないということで、譲受人のほうでずっと管理をしておりました。草刈り等の管理はできておりました。今後野菜などをつくっていきたいということでございます。別に問題ないと思いますが、よろしくご審議のほうお願いいたします。

ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、651番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、654番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。番号654、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、畑。面積158平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町小坂西、66歳、農業。譲り渡し人は、加古川市平岡町土山、71歳、無職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 9番虫明です。

この場所は、地図7ページ、8ページを見てください。農協の西支所から2キロぐらい西に行ったところに中谷公民館がありまして、その北に50メートルほど行った場所です。譲受人が農業をするということで話がまとまっているようです。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、654番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、655番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。番号655の1、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積518平方メートル。

番号655の2、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積258平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町小坂西、78歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町小坂西、57歳、宗教職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 この場所は、地図の9ページ、10ページで、農協の西支所から西へ1.5キロメートル、ちょうど道沿いになります。譲受人がずっと管理され、畑でつくられとりました。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、655番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、656番の件について、事務局から説明を求めます。

事務局 失礼します。番号656番については、今月7日に譲り渡し人、譲り受け人の連名による取り下げ書が提出されました。取り下げの理由は、譲り渡し人の都合によるものです。

以上です。

議 長 続きまして、658番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号658の1、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積467平方メートル。

番号658の2、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積1,133平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町本庄、69歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町本庄、93歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番西本です。

これは、場所は鴨方インターを西に約1キロいった県道の南側です。譲り渡し人が管理できなくなり、耕作できる人を探していたそうです。何にも問題ありません。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、658番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、659番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号659の1、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積742平方メートル。

番号659の2、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積548平方メートル。

ル。

番号659の3、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、畑。面積642平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町六条院東、35歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、鴨方町本庄、93歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いいたします。

委 員 西本です。

これは、658番の件の、県道をはさんだ北側になります。譲り渡しの理由も同じです。何ら問題ありません。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、659番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

653番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。

議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年2月14日提出。

番号653、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積383平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、28歳、会社員。譲り渡し人は、東京都世田谷区成城5丁目、69歳、教員外1名。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、76.18平方メートル、木造平家建てスレートぶき、駐車場25平方メートル、建蔽率は22.87%です。農地区分は第2種で、譲り受け人に当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

この場所は、地図17、18ページです。駅前団地の東団地のちょっと西ぐらいの

山の上に奥島手延素麺という製麺工場がありますが、そこのすぐ下の道路沿いになります。この譲り渡し人は、現在東京のほうに住まわれています。以前より不動産業の人に依頼されていたようで、そこからの話で譲受人が購入されたといういきさつようです。何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、653番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　議案第7号農用地利用集積計画についてを議題とします。

　　事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案書は5ページになります。

　　議案第7号農用地利用集積計画について。令和2年2月14日提出。

　　説明をいたします。

　　今回の議案の番号59番から62番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

　　利用権設定を受ける者は4名です。更新件数が1件で、新規件数が3件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が1件、3年以上6年未満が2件、10年以上が1件です。地目別設定面積は、田3、277平方メートル、畑1、288平方メートル、計4、565平方メートルです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

　　日程第4、報告事項に移ります。

　　報告第4号農地法第5条の規定による農地転用届出についてを議題とします。

　　660番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は7ページになります。

　　報告第4号農地法第5条の規定による農地転用届出について（所有権移転）。令和2年2月14日提出。

　　番号660、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積198平方メートル。

　　譲り受け人は、金光町占見新田、35歳、会社員。譲り渡し人は、金光町占見新



田、93歳、無職。転用目的は一般住宅です。農地区分は第3種です。提出書類により、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画等を審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、2番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 2番の大橋でございます。

地図及び集成図のページ19から20ページをお開きください。

この案件は、浅口市の市街化区域、近隣商業地域内にございまして、JR山陽線金光駅西側の駅西踏切とJA岡山西金光支店との中間点あたりにございます。この譲り受け人は、近くの賃貸住宅に住む人が居宅として新築するものでございまして、問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第5号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は8ページになります。

報告第5号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年2月14日提出。

番号648、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積111平方メートル。

借り受け人は、鴨方町六条院中、82歳、農業。貸出人は、鴨方町六条院中、72歳、農業。合意年月日は令和元年12月27日、引き渡し年月日は令和元年12月31日です。

続きまして、番号657、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積1,133平方メートル。

借り受け人は、鴨方町本庄、55歳、会社員兼農業。貸出人は、鴨方町本庄、93歳、農業。合意年月日は令和2年1月16日、引き渡し年月日は令和2年1月17日です。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第6号利用目的の変更届け出についてを議題とします。

646番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は9ページになります。

報告第6号利用目的の変更届について。令和2年2月14日提出。

番号646、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積372平方メートルのうちの115平方メートル。

届け出人は、鴨方町六条院東、60歳、会社員。変更内容は、田を畑にするため95センチの盛り土をするものです。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 失礼します。その他2件あります。

1件目、委員会閉会の後、岡田先生の法律の勉強会を予定しております。資料は、お手元にお配りしているものを使用します。

2件目は、次回の委員会です。

今回は、3月13日金曜日の午後1時30分から、場所は今回と同じく消防機庫2階の会議室になります。

以上です。

議長 そのほかに委員の皆さんから何かありませんか。

議長 どうぞ、山下委員。

委員 私の担当の地区で、2メートル50ぐらいの草が生えているので、草刈りをしてくださいよというふうに持ち主の人へお願いをしているんですけど、なかなか刈ってもらえないところがありまして、皆さんのところではどういう対応をしているのかを教えてくださいたいと思います。

その土地の持ち主は県外へいらっしゃるんで、前に1度シルバーへ頼んでしてもらったんです。お金をかけたくないそうなんですけど、じゃあ誰かにつくってもらって言うても、1反当たり2万円下さいと言われるんですね。実際は田んぼのうち3分の1ぐらいは、沼みたいな、ぐちょぐちょで機械も何も入らない、そんな田んぼなんで、誰もつくる人もいないところなんです。

皆さん、地権者への草刈指導どのようにされていますか。

委員 ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

委員 上竹担当の原田です。うちもそういう田んぼがあるんですよ。所有者がおるんですけど、連絡がつかないと。あれを荒らされたら困るから、迷惑だと思う方自身が無報酬で管理をされとるようです。結局は自分が困ってしまうんです。

委員 ちょうど荒れてる田んぼの前側に公園があるんですね。公園があるので、子供やお年寄り、お年寄りはゲートボールとかをしているんです。最近荒れたところがすみかになって、動物が出てくるようになったらしいんです。タヌキなのかイノシシなのか何かわからないんですが……。

委員 私も草刈のお願いに行ったりするんですが、ひどく悪く言われたりすることもあります。うちが税金を払ってる田んぼに余計なことを言うとか、自分で管理できないならシルバーに頼むように行ったら、高い費用がかかるからできないとか言われたりもします。草を刈る人はきちんとしますけど、しない人はほったらかしです。

委員 私のところもそうなんですよ。困っている人自身か、場所によっては地区でしたりすることもあるみたいです。結局は強制力がないし、お願いしてやってもらえないならそれまでになりますからね。事務局から文書送っても、しない人はずっとしないでしょうし。

議長 中には丁寧に、手紙が来たんじゃないけど、こうやって草を刈ったんじゃないけどどういふふうに報告したらいいと言うてこられる人もおられます。だんだん高齢になって農業をやめていく家がふえておりますので、なかなか難しい面があるなあと思います。できる限り声をかけて、草刈りをさせていただくようにしていただければと思います。よろしくお願いします。済みませんが、それしか言いようがないので。

ほかにありませんか。

委員 なし声

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。  
あと、法律勉強会をさせていただきます。しばらくお待ちください。

閉会（午後2時14分）

上記顛末を記載した者は書記板谷俊之であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月14日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩